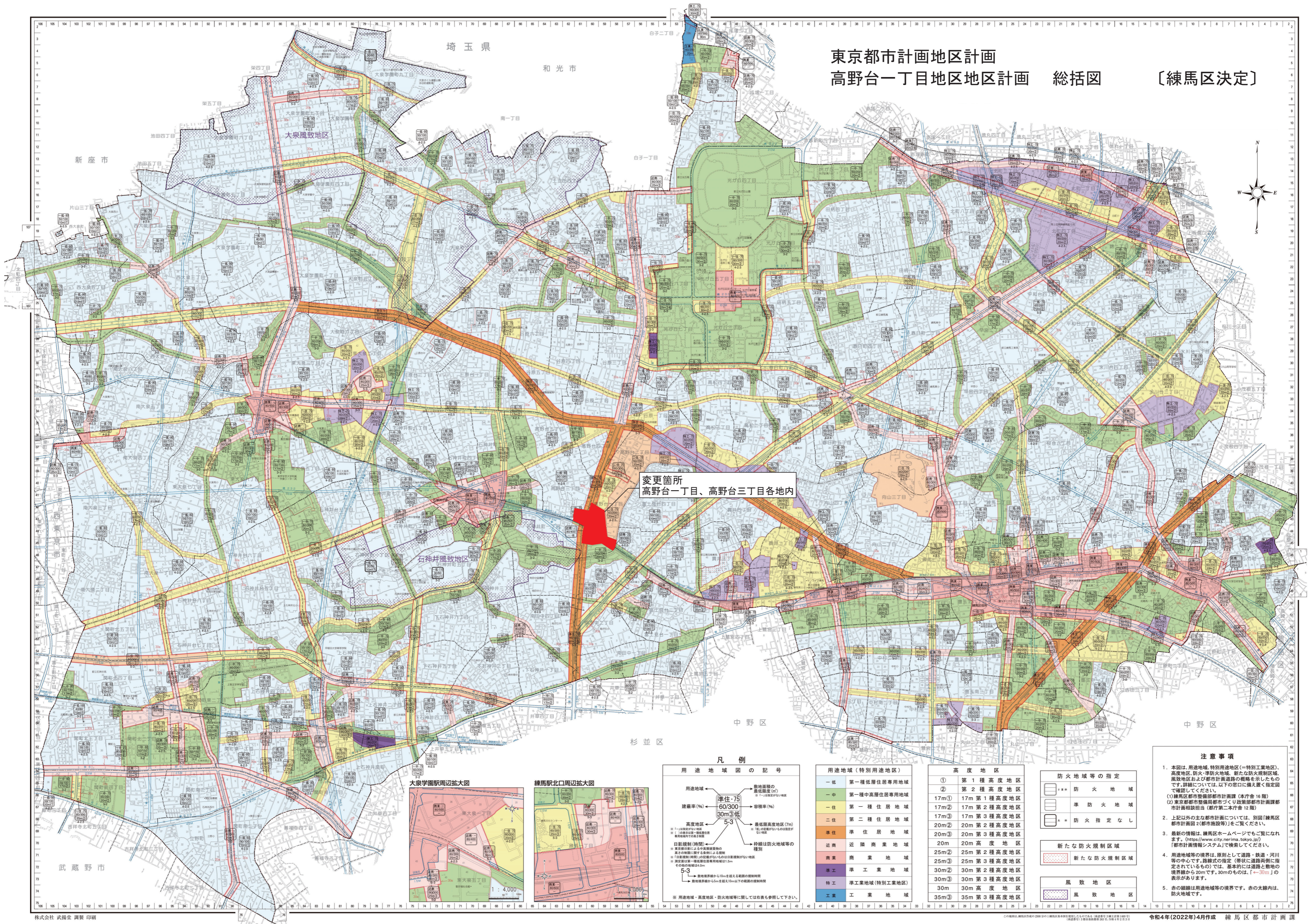


東京都市計画地区計画 高野台一丁目地区地区計画 総括図 [練馬区決定]



変更箇所
高野台一丁目、高野台三丁目各地下

凡例

用途地域図の記号	
用途地域	→ 敷地面積の 容積率 (%)
建築率 (%)	→ 容積率 (%)
高度地区	→ 最低層高度地区 (7m)
日照規制 (時間)	→ 枠線は防火地域等の 種別
※ 敷地面積が小さい場合	→ 枠線は防火地域等の 種別
※ 日照規制(時間)の指定がないものは日照規制がない地区	→ 枠線は防火地域等の 種別
※ 敷地面積が15m ² 未満かつ15m以下の範囲の種別制限	→ 枠線は防火地域等の 種別
※ 用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表も参照して下さい。	

用途地域 (特別用途地区)	
一低	第一種低層住居専用地域
一高	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域 (特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区	
①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m①	20m 第2種高度地区
20m③	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
25m③	25m 第3種高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m③	35m 第3種高度地区

防火地域等の指定	
■	防火地域
□	準防火地域
○	防火指定なし
■	新たな防火規制区域
□	新たな防火規制区域
■	風致地区
□	風致地区

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、高度地区および都市計画道路の幅員を示したものです。詳細については、以下の取次書に添付指定図で確認してください。
 - 練馬区都市整備部都市づくり政策部都市計画課都市計画担当(都市計画課)をご確認ください。
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでご覧いただけます。(https://www.city.nerima.tokyo.jp/)
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線、路線式の指定(帯状に道路側に指定されるもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、「30m」の表示があります。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。

